

令和6年度 水質検査計画



京田辺市上下水道部

1 水質検査の基本方針

水道水が水質基準に適合し、安心してご利用いただくために、令和6年度は以下の方針で水質管理を行います。

(1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓に加えて、浄水場施設からの出口及び水源並びに受水施設等で実施します。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務づけられている水質基準項目とします。なお、水道水質管理上留意すべき項目として設定されている水質管理目標設定項目についても、必要に応じ検査を行います。

(3) 検査頻度

水道法及び本市の過去の検査結果を考慮して頻度を設定し実施します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況 (令和5年3月末実績)

- ① 給水人口 71,238人
- ② 1日平均給水量 22,013m³/日
- ③ 1日最大給水量 24,198m³/日

(2) 施設概要

浄水場名	大住浄水場	薪浄水場	宮ノ口受水場	普賢寺浄水場
所在地	大住荒堀 28	薪桑ノ木 18	宮津鳥羽田 46	普賢寺御所ノ内 40
水源	・大住第2取水井	・浜新田取水井 ・藪ノ本取水井 ・田辺第2取水井 ・薪第1取水井 ・薪第2取水井 ・京都府より浄水受水	・京都府より浄水受水	・普賢寺取水井 ・京都府より浄水受水
施設能力 (m ³ /日)	4,319	19,067	10,056	558
処理方法	除鉄除マンガン	除鉄除マンガン 紫外線処理	追加塩素	除鉄除マンガン
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

3 原水及び浄水の水質状況

本市の水道水源は、地下水と京都府営水道からの浄水受水の二つから構成されています。京都府営水道は河川水を水源としています。

(1) 原水の水質

本市の自己水源である地下水は良好な水質を長期にわたって保持しており、外部からの汚染を受けにくく、天候や季節による水質変動もほとんどありません。

一部の地下水源に鉄マンガンが多く含まれるため、除鉄除マンガン処理が必要となっています。

(2) 浄水の水質

除鉄除マンガン処理等、水源の水質に応じた適切な処理を行い、水質基準を十分満足する安全で良質な水道水を供給しています。

また、平成22年度から薪浄水場にクリプトスポリジウム対策として紫外線処理設備を導入し、供給する水の安全性確保に万全を期しています。



紫外線処理設備

(3) 水質管理上の留意点

留意すべき水質事項は鉄とマンガンです。

4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水道法第20条及び厚生労働省水道課長通知（健水発第1010001号）並びに水質管理上の必要により、次のとおりとします。

(1) 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果について、大住浄水場系統、薪浄水場系統、宮ノ口受水場系統、普賢寺浄水場系統の4系統14箇所の給水栓で毎日1回検査を実施します。

採水地点は図1「各水質検査採水地点及び毎日検査場所地図」を参照下さい。



色度・濁度測定器

(2) 概ね1ヶ月に1回以上行う検査

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度について大住浄水場系統、薪浄水場系統、宮ノ口受水場系統、普賢寺浄水場系統の4系統の各1箇所の給水栓で毎月1回検査を実施します。

採水地点は図1「各水質検査採水地点及び毎日検査場所地図」を参照下さい。

(3) 概ね3ヶ月に1回以上行う検査等

水道法に基づく水質基準項目（51項目）と水質管理目標設定項目について大住浄水場系統、薪浄水場系統、宮ノ口受水場系統、普賢寺浄水場系統の4系統の各1箇所の給水栓で検査を実施します。

採水地点は概ね1ヶ月に1回以上行う検査に準じます。図1「各水質検査採水地点及び毎日検査場所地図」を参照下さい。

検査頻度は、水源の種類、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

項目と頻度の詳細は別表の「水質基準項目と水質管理目標設定項目の検査頻度表」を参照下さい。

(4) 原水の水質検査

全ての水源の原水について毎年1回以上基準項目検査（味及び消毒副生成物を除く）を実施します。

(5) 水質管理のために行う水質検査

法令通知による検査の地点以外でも市が水質管理上必要と判断した地点で検査を行います。

① 水源調査

水道水源付近の環境調査として、河川水質調査を行います。

調査場所は防賀川3ヶ所、手原川、木津川、普賢寺川を概ね毎月1回程度実施します。

② 工程管理

原水水質や浄水処理工程に異常が無いかの確認検査を概ね毎月1回程度、下記の検査地点で実施します。

大住浄水場系統 : 大住第2取水井、大住浄水場総原水、大住浄水場浄水、大住浄水場系統給水栓

薪浄水場系統 : 薪第1取水井、薪第2取水井、田辺第2取水井、藪ノ本取水井、浜新田取水井、薪浄水場総原水、薪浄水場浄水、薪浄水場系統給水栓

普賢寺浄水場系統 : 普賢寺取水井、普賢寺浄水場浄水、普賢寺浄水場系統給水栓

宮ノ口受水場系統 : 宮ノ口受水場系統給水栓

なお、薪浄水場出口、大住浄水場出口、普賢寺浄水場出口で浄水処理工程管理のために年1回以上基準項目検査を実施します。

(6) その他の検査

①クリプトスポリジウム検査（年4回）

②ダイオキシン類検査（年1回）

京田辺市が独自に行う検査項目

浄水検査項目	原水検査項目	河川水調査項目
水温 (°C)	水温 (°C)	水温 (°C)
一般細菌	一般細菌	酸化還元電位
大腸菌	大腸菌群	pH 値
亜硝酸態窒素	大腸菌	電気導伝率
硝酸態・亜硝酸態窒素	嫌気性芽胞菌	有機物 (TOC)
塩化物イオン	亜硝酸態窒素	BOD
有機物 (TOC)	硝酸態・亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素
pH値	塩化物イオン	硝酸態・亜硝酸態窒素
臭気・味	有機物 (TOC)	フッ素
色度	pH値	塩化物イオン
濁度	臭気	リン酸
鉄	色度	硫酸
ナトリウム	濁度	ナトリウム
カリウム	鉄	アンモニア態窒素
マグネシウム	マンガン	カリウム
カルシウム	マグネシウム	マグネシウム
硬度	カルシウム	カルシウム
フッ素	硬度	溶解性鉄
硫酸	ナトリウム	溶解性マンガン
蒸発残留物	カリウム	硬 度
紫外線(260nm)吸光度	アンモニア態窒素	総 窒 素
紫外線(253.7nm)吸光度	フッ素	総 リ ン
導電率	リン酸	総アルカリ度
アルカリ度	硫酸	P-アルカリ度
アンモニア態窒素	蒸発残留物	総 酸 度
溶性ケイ酸	導電率	嫌気性芽胞菌
残留塩素	アルカリ度	
酸化還元電位	酸度	
酸度	遊離炭酸	
遊離炭酸	浸食性遊離炭酸	
全炭酸	ランゲリア指数	
侵食性遊離炭酸	酸化還元電位	
ランゲリア指数	溶性ケイ酸	
	全窒素	
	全りん	

5 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は以下の場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
検査項目：色度、濁度、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、アンモニア態窒素、残留塩素など
- ② 水源に異常があったとき。
検査項目：臭気、遊離シアン、フェノール、六価クロムなど
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
検査項目：クリプトスポリジウム、濁度、大腸菌、残留塩素など
- ④ 浄水処理工程に異常があったとき。
検査項目：色度、濁度、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、大腸菌、一般細菌、残留塩素、臭気など
- ⑤ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
検査項目：色度、濁度、残留塩素、大腸菌など汚染状況に応じて
- ⑥ その他、特に必要があると認められるとき。
検査項目：必要に応じた検査

6 水質検査の自己／委託の区分と水質検査方法

概ね毎月1回以上行う検査については自己検査で対応することとし、それ以外の検査については委託します。

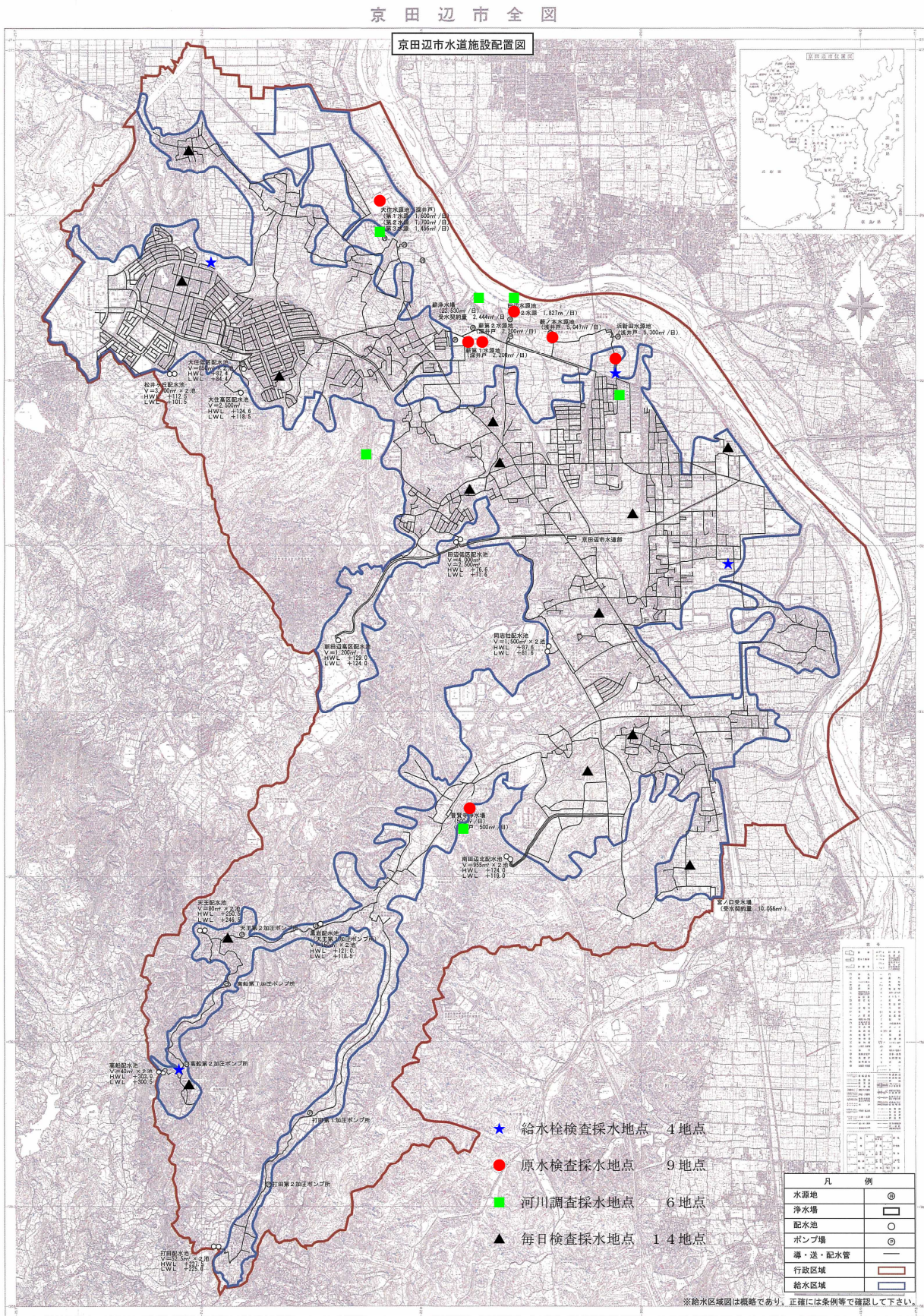
委託先は京都府と、「京都府営水道受水市町水質管理支援システム」を締結しており、その要領に基づいて京都府営水道水質管理センターに委託します。

京都府で受託していない検査項目（クリプトスポリジウム、ダイオキシン類等）については、水道法第20条第3項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託します。（毎日検査を除く）

また、水質検査方法は、水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号）」に基づき、水質管理目標設定項目については、「水質基準の省令に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成15年10月10日健水発第1010001号）」に基づき検査を行います。

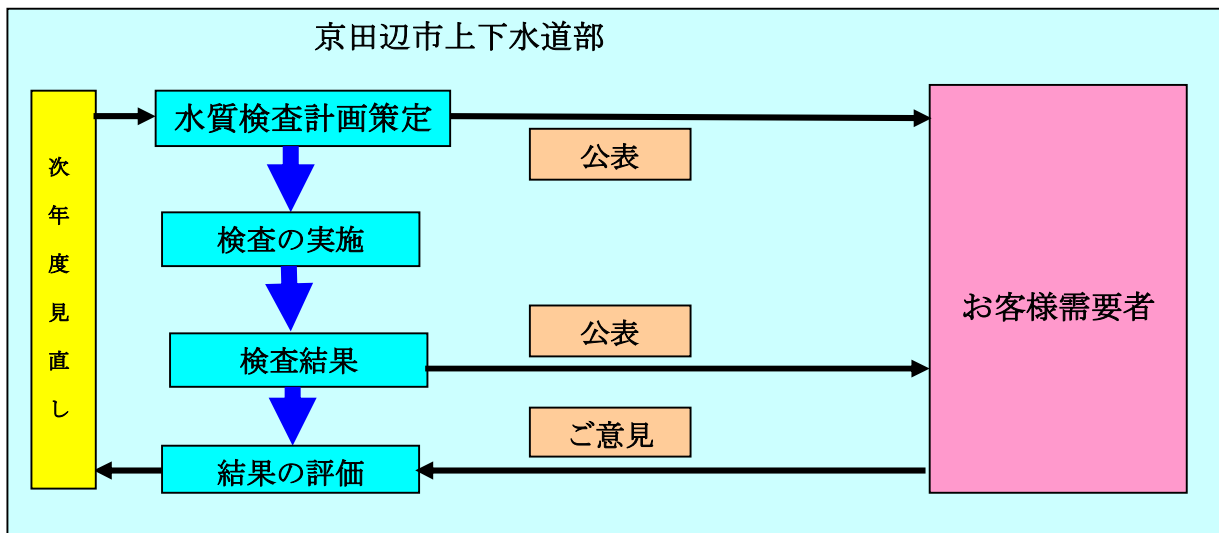
7 各水質検査採水地点及び毎日検査場所地図

図-1



8 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

- (1) 水質検査計画は、需要者（お客様）の皆様のご意見をもとに見直しを行い、毎年作成し上下水道部ホームページ及び上下水道部事務所で公表します。
- (2) 水質検査結果は、上下水道部ホームページ及び上下水道部事務所で年2回公表します。



9 水質検査の精度及び信頼性の保証

- ・京都府や関西水道水質協議会等が開催する研修会に参加し、技術向上に努めます。
- ・京都府等が実施する外部精度管理に積極的に参加します。
- ・受託者に対して検査結果の根拠となる資料等の提出を求め確認します。

10 関係者との連携

水質事故の発生またはその恐れがある場合には、「京都府営水道受水市町水質管理支援システム」を活用し、京都府や関連事業者との連携を図り対処します。

令和6年度 水質基準項目の検査頻度表

目的					給水栓の水質管理									水道原水調査										
種別					給水栓				浄水			受水		総原水		伏流水	浅井戸	浅井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸		
系統					大住	薪	宮ノ口	普賢寺	薪	大住	普賢寺	宮ノ口	薪	普賢寺	薪	大住	薪	薪	普賢寺	大住	薪			
採水地点					大住	田辺	草内	高船	薪浄水場	大住浄水場	普賢寺浄水場	宮ノ口受水場	薪浄水場	普賢寺浄水場	薪浄水場	大住浄水場	田辺第2取水井	数ノ本水源地	浜新田水源地	普賢寺取水井	大住第2取水井	薪第1取水井	薪第2取水井	
検査項目					検査回数 (12は自己検査回数、○内数字は委託検査回数)																			
水質基準項目	基準値	設定検査頻度	検査回数設定理由																					
1 一般細菌	100個 CFU/ml以下	1回/月以上	減少不可項目	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2					12+0	12+0	8+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0
2 大腸菌	検出されないこと	1回/月以上	減少不可項目	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2					12+0	12+0	8+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	1回/3月	減少可能であるが、安全性を確認するため	4	4	4	4	4	4	4					4	4	1	1	1	1	4	4	4	
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	2回/年	減少可能であるが、安全性を確認するため	2	2	2	4	2	2	2					1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	減少可能であるが、安全性を確認するため	4	4	4	4	4	4	4					4	4	1	1	1	1	4	4	4	
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	減少可能であるが、安全性を確認するため	4	4	4	4	4	4	4					4	4	1	1	1	1	4	4	4	
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	減少可能であるが、安全性を確認するため	4	4	4	4	4	4	4					4	4	1	1	1	1	4	4	4	
8 六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	1回/3月	減少可能であるが、安全性を確認するため	4	4	4	4	4	4	4					4	4	1	1	1	1	4	4	4	
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	1回/月以上	減少可能であるが、安全性を確認するため	12+4	12+4	12+4	12+4	12+4	12+4	12+4					12+0	12+0	8+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	1回/3月	減少不可項目	4	4	4	4	2	2	2					1	1	1	1	1	1	1	1	1	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	1回/月以上	減少可能であるが、安全性を確認するため	12+2	12+2	12+2	12+4	12+2	12+2	12+2					12+0	12+0	8+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	1回/月以上	減少可能であるが、安全性を確認するため	12+2	12+2	12+2	12+4	12+2	12+2	12+2					12+0	12+0	8+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	
13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	減少可能であるが、安全性を確認するため	4	4	4	4	4	4	4					4	4	1	1	1	4	4	4	4	
14 四塩化炭素	0.002 mg/l以下	2回/年	減少可能であるが、安全性を確認するため	2	2	2	4	2	2	2					1	1	1	1	1	1	1	1	1	
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	2回/年	減少可能であるが、安全性を確認するため	2	2	2	4	2	2	2					1	1	1	1	1	1	1	1	1	
16 シス1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1回/3月	減少可能であるが、安全性を確認するため	4	4	4	4	2	2	2					1	1	1	1	1	1	1	1	1	
17 ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	2回/年	減少可能であるが、安全性を確認するため	2	2	2	4	2	2	2					1	1	1	1	1	1	1	1	1	
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	2回/年	減少可能であるが、安全性を確認するため	2	2	2	4	2	2	2					1	1	1	1	1	1	1	1	1	
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	2回/年	減少可能であるが、安全性を確認するため	2	2	2	4	2	2	2					1	1	1	1	1	1	1	1	1	
20 ベンゼン	0.01 mg/l以下	2回/年	減少可能であるが、安全性を確認するため	2	2	2	4	2	2	2					1	1	1	1	1	1	1	1	1	
21 塩素酸	0.6 mg/l以下	1回/月以上	減少不可項目	12+4	12+4	12+4	12+4	12+4	12+4	12+4	4	4	4											
22 クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	1回/3月	減少不可項目	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4											
23 クロロホルム	0.06 mg/l以下	1回/3月	減少不可項目	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4											
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月	減少不可項目	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4											
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月	減少不可項目	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4											
26 臭素酸	0.01 mg/l以下	1回/3月	減少不可項目	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4											
27 総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月	減少不可項目	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4											
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月	減少不可項目	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4											
29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	1回/3月	減少不可項目	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4											
30 ブロモホルム	0.09 mg/l以下	1回/3月	減少不可項目	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4											
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	1回/3月	減少不可項目	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4											
32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	減少可能であるが、安全性を確認するため	4	4	4	4	4	4	4					4	4	2	4	4	4	4	4	4	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	1回/3月	減少可能であるが、安全性を確認するため	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					4	4	2	4	4	4	
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	1回/3月	減少可能であるが、安全性を確認するため	4	4	4	4	4	4	4					4	4	1	4	1	4	4	4	4	
35 銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	減少可能であるが、安全性を確認するため	4	4	4	4	4	4	4					4	4	2	4	4	4	4	4	4	
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	1回/月以上	減少可能であるが、安全性を確認するため	12+2	12+2	12+2	12+4	12+2	12+2	12+2					12+0	12+0	8+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月	減少可能であるが、安全性を確認するため	4	4	4	4	4	4	4					4	4	2	4	4	4	4	4	4	
38 塩化物イオン	200 mg/l以下	1回/月以上	減少不可項目	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2					12+0	12+0	8+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	1回/月以上	減少可能であるが、安全性を確認するため	12+2	12+2	12+2	12+4	12+2	12+2	12+2					12+0	12+0	8+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	
40 蒸発残留物	500 mg/l以下	1回/月以上	減少可能であるが、安全性を確認するため	12+2	12+2	12+2	12+4	12+2	12+2	12+2					12+0	12+0	8+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	2回/年	減少可能であるが、安全性を確認するため	2	2	2	4	2	2	2					1	1	1	1	1	1	1	1	1	
42 ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	3回/年	減少可能であるが、安全性を確認するため	3	3	3	3	2	2	2					1	1	1	1	1	1	1	1	1	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	3回/年	減少可能であるが、安全性を確認するため	3	3	3	3	2	2	2					1	1	1	1	1	1	1	1	1	
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	2回/年	減少可能であるが、安全性を確認するため	2	2	2	4	2	2	2					1	1	1	1	1	1	1	1	1	
45 フェノール類	0.005 mg/l以下	2回/年	減少可能であるが、安全性を確認するため	2	2	2	4	2	2	2					1	1	1	1	1	1	1	1	1	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下	1回/月以上	減少不可項目	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2					12+0	12+0	8+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	
47 pH値	5.8以上8.6以下	1回/月以上	減少不可項目	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2					12+0	12+0	8+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	
48 味	異常でないこと	1回/月以上	減少不可項目	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2					12+0	12+0	8+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	
49 臭気	異常でないこと	1回/月以上	減少不可項目	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2					12+0	12+0	8+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	
50 色度	5度以下	1回/月以上	減少不可項目	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2					12+0	12+0	8+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	
51 濁度	2度以下	1回/月以上	減少不可項目	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2	12+2					12+0	12+0	8+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	12+0	

※ 給水栓の検査回数等の設定は、法令に基づいた判断基準で決定しています。ただし、法令等では最高で3年に1回まで検査を省略できる項目もありますが、本市では最低でも1年に2回は検査します。

過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

また、当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注) 施設の稼働状況等によって検査回数が増減する場合があります。

令和6年度 水質管理目標設定項目の検査頻度表

目的		給水栓の水質管理						水道原水調査		
		給水栓				浄水		浅井戸	深井戸	
種別		大住	薪	宮ノ口	普賢寺	薪	大住	普賢寺	薪	薪
系統		大住	薪	宮ノ口	普賢寺	薪	大住	普賢寺	薪	薪
採水地点		大住	田	草	高	薪	大住	浄	水	取
検査項目		大住	田	草	高	薪	大住	浄	水	取
水質管理目標設定項目	1 アンチモン及びその化合物	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	2 ウラン及びその化合物	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	3 ニッケル及びその化合物	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	4 削 除									
	5 1, 2-ジクロロエタン	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	6 削 除									
	7 削 除									
	8 トルエン	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	10 亜塩素酸	使用していないため検査を省略								
	11 削 除									
	12 二酸化塩素	使用していないため検査を省略								
	13 ジクロロアセトニトリル	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	14 抱水クロラール	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	15 農薬類	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	16 残留塩素	①	①	①	①	①	①	①	①	
	17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	水質基準項目として検査を実施								
	18 マンガン及びその化合物	水質基準項目として検査を実施								
	19 遊離炭酸	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	20 1, 1, 1-トリクロロエタン	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	21 メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	全有機炭素(水質基準項目)の検査で代替できるため省略								
	23 臭気強度(TON)	④	④	④	④	④	④	④	④	①
	24 蒸発残留物	水質基準項目として検査を実施								
	25 濁度	水質基準項目として検査を実施								
	26 pH値	水質基準項目として検査を実施								
	27 腐食性(ランゲリア指数)	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	28 従属栄養細菌	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	29 1, 1-ジクロロエチレン	①	①	①	①	①	①	①	①	①
	30 アルミニウム及びその化合物	水質基準項目として検査を実施								
	31 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	①	①	①	①	①	①	①	①	①

注) 施設の稼働状況等によって検査回数が増減する場合があります。

令和6年度 その他の検査項目の検査頻度表

目的		水道原水調査		
		浅井戸	深井戸	伏流水
種別		薪	薪	薪
系統		薪	薪	薪
採水地点		水	取	取
検査項目		水	取	取
ダイオキシン類		①	①	
クリプトスポリジウム				④

令和5年度 浄水基準項目検査結果 (9月)

採水日 : 令和5年 9月 5日

番号	項目	基準値		新	宮ノ口	普賢寺	大住
				給水栓	給水栓	給水栓	給水栓
1	一般細菌	100個	CFU/mL以下	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと		検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L以下	1.2	0.5	1.8	1.0
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L以下	0.16	<0.08	<0.08	0.15
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/L以下	0.1	<0.1	0.1	0.1
14	四塩化炭素	0.002	mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1, 4-ジオキサン	0.05	mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレ ジクロロメタン	0.04	mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	0.02	mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01	mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6	mg/L以下	0.12	0.08	<0.06	0.13
22	クロロ酢酸	0.02	mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06	mg/L以下	0.007	0.022	0.006	0.006
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
25	ジブromクロロメタン	0.1	mg/L以下	0.010	0.005	0.003	0.009
26	臭素酸	0.01	mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1	mg/L以下	0.028	0.039	0.013	0.025
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	<0.003	0.007	<0.003	<0.003
29	ブromジクロロメタン	0.03	mg/L以下	0.009	0.012	0.004	0.008
30	ブromホルム	0.09	mg/L以下	0.002	<0.001	<0.001	0.002
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L以下	0.01	0.07	<0.01	<0.01
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	1.0	mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L以下	21	8.6	14	21
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200	mg/L以下	19	11	7.9	18
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L以下	53	33	50	54
40	蒸発残留物	500	mg/L以下	140	75	137	144
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジオスミン	0.00001	mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005	mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/L以下	0.7	0.9	0.3	0.7
47	pH値	5.8以上8.6以下		7.42	7.58	6.78	7.31
48	味	異常でないこと		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下		0.5度未満	0.5度未満	0.5度未満	0.5度未満
51	濁度	2度以下		0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満

備考

表中の「<###」表示は、「###未満」を示す。

原水基準項目検査結果

採水日：令和5年9月5日

単位:mg/L

番号	項目	田辺第2取水井	荻ノ本取水井	浜新田取水井	普賢寺取水井	大住第1取水井	大住第2取水井	薪第1取水井	薪第2取水井
1	一般細菌	0個/mL	2個/mL	0個/mL	2個/mL	0個/mL	0個/mL	0個/mL	0個/mL
2	大腸菌	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
3	カドミウム及びその化合物	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.005	0.004
8	六価クロム化合物	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4.2	2.2	1.3	2.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
12	フッ素及びその化合物	0.11	0.10	0.09	<0.08	<0.08	<0.08	0.31	0.55
13	ホウ素及びその化合物	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	0.6	0.6
14	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸								
22	クロロ酢酸								
23	クロロホルム								
24	ジクロロ酢酸								
25	ジブロモクロロメタン								
26	臭素酸								
27	総トリハロメタン								
28	トリクロロ酢酸								
29	ブロモジクロロメタン								
30	ブロモホルム								
31	ホルムアルデヒド								
32	亜鉛及びその化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
33	アルミニウム及びその化合物	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
34	鉄及びその化合物	<0.03	0.63	<0.03	0.04	3.0	2.3	1.0	1.7
35	銅及びその化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
36	ナトリウム及びその化合物	9.0	10	11	16	20	14	59	62
37	マンガン及びその化合物	0.001	0.19	0.081	0.011	1.2	0.76	0.53	0.40
38	塩化物イオン	9.4	11	12	6.7	13	9.5	49	38
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	61	67	61	51	86	54	31	27
40	蒸発残留物	131	137	123	149	201	143	219	220
41	陰イオン界面活性剤	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6	0.7	0.9	<0.2	0.8	0.5	0.4	0.5
47	pH値	6.37	6.30	6.44	6.49	6.57	6.61	7.17	7.21
48	味								
49	臭気	硫化水素臭	硫化水素臭	金属臭	金属・硫化水素臭	硫化水素臭	硫化水素臭	硫化水素臭	金属・硫化水素臭
50	色度	0.7度	1.4度	1.0度	0.5度未満	1.2度	2.1度	4.9度	11度
51	濁度	0.1度未満	0.3度	0.1度未満	0.1度未満	<0.1度	0.3度	0.1度未満	1.2度

備考

表中の「<###」表示は、「###未満」を示す。

水質管理目標設定項目

採水日 令和5年9月5日及び12日

単位:mg/L

番号	項目	目標値 (mg/L)	薪給水栓	宮ノ口給水栓	普賢寺給水栓	大住給水栓
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
8	トルエン	0.4mg/L以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	0.001	0.002	<0.001	0.001
14	抱水クロール	0.02mg/L以下(暫定)	0.002	0.006	0.002	0.002
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	<0.01	<0.01	0.01	<0.01
16	残留塩素	1mg/L以下	0.3	0.5	0.4	0.2
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	53	33	50	54
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	遊離炭酸	20mg/L以下	4.5	2.5	13	5.6
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	臭気強度(TON)	3以下	<1	<1	<1	<1
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	140	75	137	144
25	濁度	1度以下	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満
26	pH値	7.5程度	7.42	7.58	6.78	7.31
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	-0.88	-1.22	-1.62	-0.99
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	59個/mL	1個/mL未満	14個/mL	8個/mL
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	0.01	0.07	<0.01	<0.01
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/L以下(暫定)	0.000024	0.000005	0.000015	0.000030

備考

表中の「<#.#」表示は、「#.#未満」を示す。